

はすねだ こども園



令和8年度

はすねだこども園 短時部 入園募集要項



受付期間

- ・ 令和7年9月8日（月）から 令和7年9月12日（金）まで
午前9時30分から午後4時まで

受付場所

はすねだこども園へ直接申し込み

社会福祉法人 あけぼの会 はすねだこども園

〒524-0001 守山市川田町蓮根田1372-2

電話 077-583-5230 （有線 583-5230）

はすねだこども園 基本方針

園 の テ ー マ



—ともに生き ともに育ちあう保育を願って—

～思いおもいのいのち ちがいを認めあう「話・輪・和」をひろげよう～

幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。本園では、この大切な幼児期に基本的な生活習慣や態度を身につけるとともに、集団生活や友だちとの遊びを通して、自ら感じたり試したり考えたりする「体験」がとても大切であると考えています。幼児の心を揺り動かされる体験を通して育つ「心情・意欲・態度」は、生きる力の基礎となるものです。集団生活を通して、人に対する愛情や信頼感、いのちを大切にする心を育むとともに、協調の態度を養い道徳性の芽生えを培えるように環境や活動の充実を図り保育をすすめています。

保育目標

- ・ ありがとうといえるこども（感謝の心）
- ・ ごめんなさいといえるこども（素直な心）
- ・ けんこうであかるく ともだちとなかよくできるこども（思いやりの心）

本園の保育目標のともだちの「とも」には「友」の他「朋」という思いを込めています。「朋」には「みんな」という意味があります。人だけでなく動植物やものにも大切ないのちがあり、尊重しあうことの大切さを幼児期の体験の中で学べるようにと願っています。私たちは、毎日たくさんのかげがえのないいのちと出会い、関わりあいながら生活をしています。そのことに気づき、尊重しあうことで様々な世界と豊かにつながれるのです。一人ひとりが大切にされ、自分らしく生き生きと過ごすことを願いとして、本園ではともに生き、ともに育ちあう保育の実践に努めています。

幼児教育には幼保連携型認定こども園教育・保育要領というものがあり、その中に大切な3つの柱が示されています。

1. 知識及び技能の基礎を育む
2. 思考力、判断力、表現力等の基礎を育む
3. 学びに向かう力、人間性等の土台を育む

上記の柱を具体的な目標にしたものが下記の5つです。保育の中で大切にに取り組んでいく目標です。

丈夫なからだづくり

楽しく園生活をおくる中で規則正しい生活リズムを作り、基本的な生活習慣や態度を身につけます。発達に合わせて様々な運動遊びに取り組みながら、何事にも意欲を持ち、最後までやりとげる姿勢を育て、丈夫な体と健やかな心を育みます。

豊かな心を育む

自然に囲まれた環境の中で身近な事物・生き物に親しみ、みんなと一緒に遊んだり試したりする中で、好奇心や探究心を育みます。また歌ったり、描いたり、作ったり等、のびのびと表現活動を楽しむ姿を大切にし、感じたこと考えたことをイメージしたり表現できる力を養い、創造性を豊かに育みます。

自立心と協同の芽生えを育む

大人との信頼関係に支えられ、「自分でしてみよう」とする気持ちを大切にします。自分でできた喜びは幼児の意欲や自信につながります。集団生活の中で自己発揮しながら、主体的に人やものに関わり、相手の考えや思いに目を向けたり、失敗や葛藤を乗り越える体験を重ね、信頼感や協調性、公共心を養います。友だちと一緒に活動しながら、共通する目的に向かって試行錯誤したり課題解決したりしながら協同的な学びを育みます。

ことばの力を伸ばす

子どもの伝えたいという思いを受けとめることを大切にします。園生活の中で絵本や紙芝居などに親しみ、思ったことと考えたことを伝え合い、みんなと心を通わせる喜びを味わいます。保育者や友だちとの言葉のやりとりを通して、わかるように話す力・しっかり聞く力や態度を培います。

みんななかよく

園生活を通して出^であ^あう身近な人や動植物、ものなどとふれあい、関わりあう体験を通して、他者へのやさしさやいたわり、思いやりの心を育みます。いのちの尊さを知り、すべてのいのちを大切にできる心を育みます。

こんなことも しています



◆子育て支援事業	(未就園児対象)
◇子育て相談日	(電話、面接相談)
◆手作りボランティア	(守山市社会福祉協議会いきいき活動事業等)
◇特別支援教育	(専門機関との連携による保育)
◆和太鼓・合奏音楽指導	(専門講師による音楽指導)
◇リトミック指導	(専門講師によるリトミック指導)
◆体育教室	(専門講師による体育指導)
◇ハローイングリッシュ	(専門講師による英語指導)
◆ふれあい広場	(5歳児体験学習)
◇他校園との交流	(幼稚園、小学校、中学校、高校との交流)
◆リトミック教室	(希望者個人加入・有料)
◇スポーツクラブ	(希望者個人加入・有料)

1. 入園対象者

(1) 入園できる幼児

3歳児・・・令和4年4月2日から令和5年4月1日までの間に生まれた幼児

4歳児・・・令和3年4月2日から令和4年4月1日までの間に生まれた幼児

5歳児・・・令和2年4月2日から令和3年4月1日までの間に生まれた幼児

(2) 定員 ・3歳児 25名 ・4歳児 30名 ・5歳児 30名

(3) 市内に居住する幼児

・入園申し込み時点において、保護者が守山市に住民登録をしており、守山市にお住まいの幼児です。

ただし、令和8年3月31日までに転入を予定している幼児も含まれます。

(転入予定の証明となるものが必要です)

(4) 通園区域・こども園(短時部)の通園区域は、小学校の通学区域に準じます。



2. 入園手続き

別紙入園申込書および教育・保育給付認定申請書に氏名、その他必要事項を記入し、提出して下さい。
但し、希望者の多い場合は抽選により入園調整をします。

(1) 受付期間

申 込 ・令和7年9月8日(月)から 令和7年9月12日(金)まで

- ・こども園（短時部）と保育園・こども園（長時部）の二重申し込みはできません。
（現在、保育園・こども園（長時部）に在園中の方は、退園届の提出が必要となります。）
- ・守山市内複数園への申し込みはできません。
※ 教育・保育給付認定申請書については所定の封筒に封入してください。

（２）受付時間及び場所

午前９時３０分から午後４時までにはすねだこども園へ直接申し込みください。

（３）留意事項

- ・入園を希望する幼児の中で、健康状態、言葉、食事、排泄など特に配慮を要する場合については、申込書に必ず記載してください。
- ・お子さんの発育状況について、関係機関等にお尋ねする場合がありますのでご了承下さい。

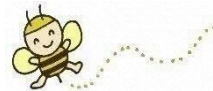
（４）その他

- ・受付期間終了時点で定員に空きがある場合、他園からの希望園の変更を下記の日程にて、はすねだこども園で受け付けます。空き状況については守山市ホームページでお知らせします。また、受付期間終了後に新規で入園を希望される場合は、受付再開日以降にはすねだこども園へ直接申し込んでください。定員に余裕がある場合は、順次受け付けます。
- ・募集人数を上回る入園申込みがあった場合、抽選等をさせていただきますことがあります。なお、希望園変更の結果、定員を上回った場合は、希望園変更者のみでの抽選となります。また、抽選もれとなった方を対象に、入園申込の受付再開前に市内の空きがある園への申し込み受付期間を設けます。（市内統一）

【希望園変更期間】	令和7年9月17日（水）から 令和7年9月18日（木）まで
【抽選日】※実施しない場合もあります	令和7年9月下旬頃（対象者に個別で通知します）
【抽選もれの方の受付期間】	令和7年10月1日～2日（対象者に個別で通知します）
【受付再開日】	令和7年10月14日（火）（守山市ホームページでお知らせします）

3. 入園通知等

- （１）入園内定通知
 - ・入園内定は、令和7年11月上旬に通知します。
- （２）入園前の健康診断
 - ・令和7年11月の予定（入園内定通知と共に通知します）



4. 諸費等

- （１）諸費 別途徴収します。
- （２）給食費
（月額）4,400円（主食代含む 予定金額で現在検討中）給食提供月のみ徴収
・主食、副食も含め本園で調理して提供します。

5. 保育時間

- （１）給食のない日（原則として水曜日） 午前8時30分から午前11時30分まで
- （２）給食のある日（週4回） 午前8時30分から午後2時まで

(3) 令和8年度より午後4時まで預かり保育を実施します。

実施日および保育時間

月～金曜日 (全平日) 教育課程修了後～午後4時まで
長期休業中 学年始休業、夏季休業、冬季休業、学年末休業
園が定めた日

利用できる方

実施園の在園しており、保育を希望される方が対象となります。

預かり保育料 園児1人につき 日額 450円 (長期休業中は別料金)

注意事項

1. 利用を希望する園児の保護者(父および母)の方が就労している場合や出産・疾病等の状態にある場合など保育の必要性が認められている場合は、無償化の対象となります。保育の必要性の認定には、別途認定申請を手続きが必要となります。
2. 園の運営状況により、実施できない日があることをご了承ください。この場合は2ヶ月前にはお知らせします。

6. 休園日等

休園日等については、次の通りです。 ※諸事情により変更される場合があります。

土曜日、日曜日、祝日

- ・夏季休業 7月21日～8月31日
- ・冬季休業 12月24日～1月 6日
- ・春期休業 3月24日～4月 8日



7. 市内施設等利用給付認定について

(1) 施設等利用給付認定とは(預かり保育をご利用の方)

幼児教育・保育の無償化に伴い幼稚園の預かり保育や、預かり保育として認可外保育施設等を利用する方について、保育の必要性が認められ、施設等利用給付認定を受けられた方においては、保育料に加えて、預かり保育等の利用料が、上限の範囲内で無償化の対象とすることができます。預かり保育の上限額は、「預かり保育の利用日数×日額上限450円」(ただし月額上限1.13万円まで)となります。 ※幼稚園等が預かり保育を実施していない場合、預かり保育としての認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。その場合は月額上限額(1.13万円)が無償化の対象となります。

【幼稚園等+預かり保育】

預かり保育 ※保育の必要性がある方	} 利用日数×日額上限450円 を上限に無償
幼稚園・認定こども園 (短時部) (基本保育料) ※全員	
	} 無償

【幼稚園等+認可外保育】

認可外保育 ※保育の必要性がある方	} 1.13万円 を上限に無償
幼稚園・認定こども園(短時部) (基本保育料) ※全員	
	} 無償

(2) 対象者(保育の必要性が認められ、①もしくは②のいずれかに該当する方)

- ① 幼稚園等の預かり保育を利用される方
- ② 預かり保育を実施していない園を利用している方で、預かり保育として認可外保育施設等を利用される方

(3) 申請書類

①および②を守山市役所保育幼稚園課へご提出ください。

① 子育てのための施設等利用給付認定申請書

② 保育を必要とする事由を証明する書類（下表のうち該当する項目の必要書類を、保護者1人につき1枚提出）

保育を必要とする事由	必要書類
就労の場合（※1）	就労証明書 市様式 （市HPに掲載）発行3ヵ月以内のもの ・必ず就労先に発行してもらってください（保護者自身で記載されたものは無効となります）
自営業事業主の場合	就労証明書 市様式 （市HPに掲載）発行3ヵ月以内のもの ・保護者自身が事業主の場合に限り、自身で発行してください。 ・所得税の確定申告書（申告済みのもの） ・開業届（事業開始後間もない場合に限る） 上記の他、事業の概要に係る資料（収支状況や事業モデル、事業に伴う拘束時間等、 <u>保育の必要性が確認できるもの</u> ） ・事業サイクル確認表 市様式 （市HPに掲載）
妊娠・出産の場合	母子手帳のコピー（母の名前と予定日または誕生日がわかる部分）
病気の場合	診断書の原本（病名・病気の程度および保育できないことが明記されたもの）
障害の場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
介護・看護の場合 （同居親族に限る） （※2）	・介護等を要する方の診断書の原本 （病名・病気の程度や回復までの期間が明記されたもの） ・介護保険証・障害者手帳等のコピー（お持ちの場合） ・介護／看護状況申立書 市様式 （市HPに掲載）
災害復旧の場合	罹災（被災）証明書
求職活動の場合	求職活動に関する申告書 市様式 （市HPに掲載）
就学の場合（※1）	在学証明書等（期間・受講時間がわかるもの）

（※1）1日4時間以上かつ月15日以上を満たすことが必要。

（※2）1日4時間以上かつ週4日以上を満たすことが必要。

(4) その他

申請方法、申請期間、決定通知等については、市ホームページにてご確認ください。

8. 転園・退園手続き

(1) 転園・退園・転籍される場合は、前月末までに所定の様式により転園・退園届を園長に提出してください。

※転出等のやむを得ない場合を除いては、月末付での退園となります。月途中で退園し、その月中に別の園に入園することはできません。

例) 5月15日まではA園に在籍し、16日からB園に在籍することはできません。

月末付で退園し、翌月1日から別の園に入園することは可能です。

(2) 正当な理由がなく、欠席が2ヶ月以上にわたる場合や、本園の要綱、方針等をご遵守いただけない場合も除籍されることがあります。

(3) 給食費等の納付を怠った場合は、退園処分となることがあります。

9. その他

- ・3～5歳児は制服があります。3歳児は秋より指定制服上着を着用します。

